

資産税賦課事業

ア 過去の課税誤りについて

課税誤りの件数と内容(過去3年)

判明した年度	件数	内容
平成 30(2018) 年度	17	評価時の処理誤り 5 件 修正時の処理誤り 1 件 所有権移転時の誤り 8 件 現地確認に関する誤り 2 件 震災滅失処理の誤り 1 件
令和元(2019) 年度	17	評価時の処理誤り 2 件 修正時の処理誤り 7 件 所有権移転時の誤り 3 件 現地確認に関する誤り 5 件
令和 2(2020) 年度	18	評価時の処理誤り 3 件 修正時の処理誤り 3 件 所有権移転時の誤り 11 件 震災滅失処理の誤り 1 件

なお、令和 3 年度においては、2,502 人の納税義務者が所有する土地の評価額を本来の額より高く評価し、そのうち 877 人について本来の税額より高く課税する課税誤りが発生しています。

イ 再発防止策について

課税誤りの主な原因は、現地調査等での確認不足、職員の判断・処理誤り、所有者の未届けなどです。土地又は家屋の評価はそれぞれ異なった専門的知識が必要となるため、研修等による評価担当職員の専門知識及び能力の向上に取り組むとともに、ヒューマンエラー等に対し複数の職員でチェックを行っています。また、限られた予算・人員で効率的かつ適切に業務を遂行していく重要性は高まっていることから、令和 2(2020)年度から定型的な大量反復業務において RPA を導入しています。今後も、職員の専門知識及び能力の向上、複数職員による確認に取り組むとともに、ICT 技術を積極的に活用するなどし、課税誤りの防止に努めます。

ウ 職員の資質向上について

課税誤りを防止し納税義務者から課税への信頼を確保するためには、職員の専門知識及び能力の向上は必要不可欠と考えています。このことから、資産税課では職場での実践を通じて知識を身につける「OJT」の実施や各職員の自己研鑽の取組だけではなく、各種専門研修等への積極的な派遣により、職員の知識及び能力の向上など資質向上に努めています。